

建設工事の債権譲渡の承認に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事の請負契約者（以下「請負者」という。）が、金沢市と請負契約を締結したことによって生じた権利を市長が認める金融機関（金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関及び金沢市収納代理金融機関をいう。以下同じ。）、石川県信用保証協会、石川県総合建設業協同組合又は株式会社建設経営サービス（以下「譲受人」という。）に譲渡すること（以下「債権譲渡」という。）を承諾する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の承諾の対象)

第2条 債権譲渡を承諾することができる建設工事は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建設工事とする。ただし、債務負担行為、歳出予算の繰越し等によりその工期が複数の年度にわたる建設工事（債務負担行為の最終年度の建設工事及び前年度から繰り越された建設工事であって当該年度内に終了することが見込まれるものその他これらの建設工事以外の建設工事であって予算の執行上支障のないものを除く。）については、債権譲渡を承諾しないものとする。

- (1) 当該建設工事の出来形が、原則として40パーセント以上であること。
- (2) 債権取立てについて、国、地方公共団体その他の者から差押え等の通告がなく、かつ、今後そのおそれがないと認められること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した建設工事でないこと。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長は、債権譲渡を承諾することが不相当であると認める建設工事については、債権譲渡を承諾しないものとする。

(債権譲渡の範囲)

第3条 債権譲渡の額は、金沢市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第32条第2項に定められた検査に合格し引渡を受けた出来高部分に相当する請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する金沢市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、請負契約が解除された場合においては、契約約款第48条第1項に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相当する請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の金沢市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 請負契約の内容に変更が生じた場合は、請負代金額の増減に連動して前項の債権譲渡の額も増減するものとする。

(債権譲渡の承諾の依頼)

第4条 請負者は、譲受人に債権譲渡をしようとするときは、監理課長を経由して市長あてに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 3通
- (2) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通

(3) 保証委託契約約款等において、建設工事の請負代金の債権譲渡について保証人等の承諾が必要である場合には、当該債権譲渡に関する保証人の承諾書 1通

2 市長は、前項第1号の債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）の提出があった日以後は、契約約款第38条の規定に基づく部分払を行わないものとする。ただし、債権譲渡について市長の承諾が得られなかった場合は、この限りでない。

(債権譲渡の承諾)

第5条 市長は、前条第1項第1号の債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）の提出があった場合は、実情を調査し、適当であると認めたときは、債権譲渡を承諾し、債権譲渡承諾書（様式第1号）を債権譲渡人及び債権譲受人に各1通交付しなければならない。

(債権譲渡契約)

第6条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の契約を締結したときは、債権譲渡契約通知書（様式第2号）に債権譲渡契約書の写しを添えて、直ちに市長に通知しなければならない。

(願出等の様式の特例)

第7条 譲渡人が、金融機関及び石川県信用保証協会を譲受人として、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4に定める流動資産担保保険に基づく融資を受けるために債権譲渡をしようとする場合における第4条第1項の規定による提出及び第6条の規定による通知は、第4条第1項又は第6条に定める様式に代えて、市長が別に定める様式によりすることができる。

(債権譲渡整理簿等)

第8条 監理課長は、債権譲渡を承諾したときは、債権譲渡整理簿（様式第3号）に当該建設工事を記載しなければならない。

2 監理課長は、第6条の規定により債権譲渡の契約を締結した旨の通知があったときは、支出負担行為整理簿（工事台帳含む。）にその旨を記載するものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月1日以後に行われる債権譲渡の承認について適用する。

附 則

この要領は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。